

《病院施設基準》

| | | |
|--|--|--|
| 施設基準 | 基本診療料 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケア病棟入院料1 13：1 ・医療安全対策加算2 ・医療安全対策地域連携加算2 ・感染対策向上加算2 ・データ提出加算2 ・診療録管理体制加算3 ・認知症ケア加算3 ・入退院支援加算1 | <ul style="list-style-type: none"> ・医師事務作業補助体制加算2（20対1） ・機能強化加算 ・救急医療管理加算 ・排尿自立支援加算 ・情報通信機器を用いた診療に係る基準 ・医療DX推進体制整備加算 ・協力対象施設入所者入院加算 |
| | 特掲診療料 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・検体検査管理加算(1)(2) ・がん治療連携指導料 ・がん性疼痛緩和指導管理料 ・CT撮影及びMRI撮影 ・検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料 ・「第14の2」の1の（1）に規定する在宅療養支援病院 ・在宅患者訪問診療料（1）の注13に規定する在宅医療DX情報活用加算 ・在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料 ・在宅時医学総合管理料の注15及び在宅がん医療総合診療料の注9に規定する在宅医療情報連携加算 ・在宅がん医療総合診療料 ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注2に掲げる遠隔モニタリング加算 ・脳血管疾患等リハビリテーション料(2) ・運動器リハビリテーション料(1) ・呼吸器リハビリテーション料(1) ・胃瘻造設術 医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術 ・二次性骨折予防継続管理料2 ・二次性骨折予防継続管理料3 ・時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト ・外来排尿自立指導料 ・下肢創傷処理管理料 ・看護職員処遇改善評価料(55) ・外来・在宅ベースアップ評価料（1） ・入院ベースアップ評価料(50) | |
| | 食事 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・入院時食事療養（1）・入院時生活療養費（1） | |
| その他の届出 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・酸素の購入価格 定置式液化酸素貯槽 0.12円 小型ボンベ 1.83円 | | |

《介護医療院おいだ 施設基準》

| | | |
|------|---|---|
| 施設基準 | 介護報酬に係る届出 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 「I型介護医療院サービス費（I）」看護要員6：1 介護職員4：1 ・夜間勤務等看護加算（IV） ・若年性認知症入所者受入加算 ・療養食加算 ・サービス提供体制強化加算（I） ・介護職員処遇改善加算（I） ・介護職員等特定処遇改善加算（I） ・科学的介護推進体制加算（II） ・介護職員等ベースアップ等支援加算 ・安全対策体制加算 | <ul style="list-style-type: none"> ・重症皮膚潰瘍管理指導 ・理学療法（I） ・作業療法 ・言語聴覚療法 ・認知症短期集中リハビリテーション ・摂食機能療法 ・排泄支援加算（I） ・リハビリテーション体制強化加算 |